

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉に係る新規規制基準適合性審査に関する面談について
2. 日時：令和 4 年 3 月 2 9 日(火) 1 6 時 0 0 分～ 1 6 時 0 5 分
3. 場所：原子力規制庁内会議室
4. 出席者（※：TV 会議システムによる出席）
原子力規制庁：内藤安全規制調整官、佐口主任安全審査官、海田主任安全審査官、谷主任安全審査官、磯田係員
東京電力ホールディングス株式会社
原子力設備管理部 土木総括担当部 部長 他 1 名※
5. 要旨
東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉については、現在 2 件の設置変更許可申請がなされており、個々の審査を並行して進めている。本年 3 月 23 日の第 73 回原子力規制委員会において、既許可以降に申請された設置変更許可申請については、標準応答スペクトルに基づく地震動を基準地震動として策定する必要があるかを個別に確認していくことが確認された。
本年 2 月 18 日の標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請等の要否に係る第 9 回会合の審議内容も踏まえた標準応答スペクトルに基づく地震動評価について、審査内容を適切に反映させた補正申請が、今後いずれの設置変更許可申請でも必要となるため、2 件の申請のうち、先行させたい処分（先行して上記内容を反映する申請）がどちらであるのか、東京電力の意向を確認したところ、特定重大事故等対処施設に係る審査の先行を希望する旨の回答があった。
6. 配付資料
・なし